



2012.5

消費者相談室ニュース

美容医療の契約は慎重に！

雑誌やHPなどで、レーザーによる脱毛やシミ取り、包茎、脂肪吸引、整形などの「美容医療」に関する広告が多く見られます。そこには、「美しく」「痛みもなく安心」「安い」といった魅力的な言葉が並んでいますが、施術の内容や料金が当初の説明とは異なり、強引に高額な手術を勧誘されたり、手術を急かされたという相談が寄せられています。

美容医療サービスは、いったん契約すると、解約や返金が難しい場合が多いため、契約するときは、慎重にしましょう。

※美容医療サービスとは、医療機関による「美容を目的とした医療サービス」を指します。診療科としては主に美容外科、形成外科、皮膚科、泌尿器科などがあります。

トラブルに合わないためには、広告の内容だけをうのみにせず、複数の医療機関から様々な情報収集に努めることが大切です。

- 美容医療は医師による医療行為です。医療の内容やリスク、費用総額や手術後のケアなど、医師から十分に説明を受けましょう。
- 本当に自分にとって必要な施術なのかどうか慎重に考えましょう。
- 手術など強引に勧める、契約以外のものを勧めてくる、金額があいまいなどの場合は、契約を見合わせた方が良いでしょう。

また、万が一のトラブルに備え、医療機関から受け取った資料やメモは保管しておきましょう。

消費者相談室では、来室・電話・FAX・メールにて相談を受け付けています。消費生活についてわからないこと、困ったことがありましたら、お気軽にお問い合わせください。相談料は無料です。

主婦連合会 消費者相談室

千代田区六番町 15 番地 主婦会館プラザエフ 3F
月・水・金 10:00~16:00
TEL 03-3265-8135 FAX 03-3221-7864
URL <http://shufuren.net/wordpress/cc/>

